

2022年9月

各 位

アフラック生命保険株式会社
公益財団法人がんの子どもを守る会

アフラック小児がん経験者・
がん遺児奨学金制度(旧:公益信託アフラックがん遺児奨学基金に相当)
のご案内(お願い)

謹啓 初秋の候、ますますご清栄の段お喜び申し上げます。平素より格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん遺児奨学金制度は、主たる生計維持者をがんで亡くした遺児のための奨学金制度(旧:公益信託アフラックがん遺児奨学基金)として、アフラック生命保険株式会社およびアフラック全国アソシエイツ会によって設立されました。その後、同基金の内容を引き継ぐとともに小児がんを発症した小児がん経験者を奨学生の対象に加えた「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」を新たに設立し、その運営(※)を2014年4月より開始いたしました。

本制度は経済的な理由により高等学校等の就学もしくは充実した学校生活が困難な方に対し、奨学金の給付を行うことを目的としております。

つきましては、高等学校等への進学希望者または在学者で奨学金を希望される学生の皆様を「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金 2023年度奨学生募集要項」に基づきご推薦賜りますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ、お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくご高配のほどお願い申し上げます。本来ならば参上のうえ、上記の奨学金制度の趣旨を申し上げ、ご依頼すべきところ、失礼ながら書面にてご挨拶申し上げます。

(※)当制度の運営につきましては、「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」から、小児がん患児やその家族の支援を行っている「公益財団法人がんの子どもを守る会」に委託され、同会が実施運営しています。

謹白

お問い合わせ先
公益財団法人がんの子どもを守る会
奨学金担当
TEL:03-5825-6311
FAX:03-5825-6316

『アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度』

2023年度奨学生募集要項

制度の趣旨

本奨学金は、18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者または、「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により以下の教育機関・課程の修学もしくは充実した学校生活が困難な方に、奨学金の給付を行うことを目的として設定された「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」に基づいて運営されるものです。

対象となる教育機関は、学校教育法により定められた次の機関になります。

- ・「高等学校」
- ・「特別支援学校の高等部」
- ・「中等教育学校の後期課程」
- ・「高等専門学校」
- ・「専修学校の高等課程」(小児がん経験者の場合は「一般課程」も対象)

対象	小児がん経験者	がん遺児																										
出願の資格	①18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助を必要とする方 ②2023年4月時点において高等学校等に在学予定の方 ③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が下記の上限を超えない方 ※小児がんとは、小児慢性特定疾病で「悪性新生物」に該当するものをさします。	①「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的な理由により援助を必要とする方 ②2023年4月時点において高等学校等に在学予定の方 ③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が下記の上限を超えない方 ④直近の学習成績が評定平均値3.5(5段階評価)以上の方、評定値を付さない学校の在学学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方(全国大会出場等)																										
	小児がん経験者・がん遺児共通	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人数</th> <th style="width: 30%;">給与所得世帯(万円)</th> <th style="width: 30%;">給与所得以外の世帯(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>4 5 1</td><td>1 4 2</td></tr> <tr><td>2</td><td>5 4 0</td><td>2 0 4</td></tr> <tr><td>3</td><td>5 7 6</td><td>2 2 9</td></tr> <tr><td>4</td><td>5 9 9</td><td>2 4 5</td></tr> <tr><td>5</td><td>6 2 0</td><td>2 6 0</td></tr> <tr><td>6</td><td>6 3 9</td><td>2 7 3</td></tr> <tr><td>7</td><td>6 5 6</td><td>2 8 5</td></tr> <tr> <td>該当欄</td> <td>源泉徴収票の支払額</td> <td>確定申告書の所得金額</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	給与所得世帯(万円)	給与所得以外の世帯(万円)	1	4 5 1	1 4 2	2	5 4 0	2 0 4	3	5 7 6	2 2 9	4	5 9 9	2 4 5	5	6 2 0	2 6 0	6	6 3 9	2 7 3	7	6 5 6	2 8 5	該当欄	源泉徴収票の支払額
世帯人数	給与所得世帯(万円)	給与所得以外の世帯(万円)																										
1	4 5 1	1 4 2																										
2	5 4 0	2 0 4																										
3	5 7 6	2 2 9																										
4	5 9 9	2 4 5																										
5	6 2 0	2 6 0																										
6	6 3 9	2 7 3																										
7	6 5 6	2 8 5																										
該当欄	源泉徴収票の支払額	確定申告書の所得金額																										
募集人員	全国で30名程度 内訳(1年生15名、2年生10名、3年生5名)	全国で140名程度 内訳(1年生70名、2年生40名、3年生30名)																										
給付額等	給付額：月額20,000円 給付期間：対象となる教育機関に在学中の期間(正規の最短修業期間以内) 高等専門学校においては最長で5年間給付(専攻科は含まず) 給付方法：毎年3期に分けて、原則として7月、11月、3月に4カ月分をまとめて給付します。																											
奨学金の返還	この制度に基づく奨学金は原則として返還を要しません。(他奨学金との併用可)																											

対象	小児がん経験者	がん遺児
募集要項添付書類	①「小児がん経験者・がん遺児奨学金」奨学生願書【2023年度】	
	②在学学校長(申込時)の推薦書兼成績証明書 *学習成績の評定平均値は、申込時在学年(1・2学期もしくは前期)の平均値を5段階(他の評価方法の場合、5段階評価に換算)で小数点2桁までご記入ください。 *1学期の成績のみの成績証明書は不可。*評定値が3学期終了後に出る場合は、1・2学期または前期の仮の平均値を記入。	
	③個人情報の保護に関する同意書 *内容をご確認の上、本人と保護者の署名押印をお願いします。	
	④採否通知用宛名用紙	
各自ご用意いただく書類	⑤申込時在学年1・2学期の学業成績通知表の写し(全ての頁をコピーしてください) *2学期制の場合は、申込時在学年前期のもの	
	⑥保護者(父母・親族)の直近の収入(2021年中)を証明する公的証明書(年間収入が明記されていること)の原本 *生活保護受給中の方は別途「生活保護決定(変更)通知書」(金額の記載のあるもの)を提出してください。 *証明書の書式は市区町村によって異なります。 *給与所得の源泉徴収票、確定申告(控)、住民税の通知書は不可です。	
	⑦小児がんに罹患したことを証明する医師の診断書 *主治医より、(1)小児がんの病名、(2)発症年齢、(3)病状経過(再発・転移の有無を含む)、(4)治療内容及び治療終了年月、(5)申請時現在の状況(抗腫瘍治療の有無、継続的に治療を要する晩期合併症の有無及び治療内容)を記載していただいでください。 *書式に定めはありません	
申込先	〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-3-12 公益財団法人 がんの子どもを守る会 奨学金担当 宛 (TEL:03-5825-6311) ※お申し込みは個別でも学校で取りまとめたの発送でもかまいません	
申込期間	2022年 11月1日 ~ 2023年 2月末日(消印有効)	
内定時期	アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金給付規定に基づき、同運営委員会で選考の上、本人及び学校長に通知します。(2023年5月上旬予定です。)	
内定後の提出書類	①住民票記載事項証明書等 *本籍地欄の表示は不要です *生計を一にする方全員分	
	②在学証明書、③奨学金振込口座指定届	
		④奨学金給付申請の原因となる主たる生計維持者の死亡診断書 *死亡診断カルテが保存期間(5年)の経過によって破棄されている場合(医療機関にないとき)は、本籍地を管轄する法務局で発行される死亡届書の記載事項証明書

※本奨学金制度の募集要項送付や採否通知等の事務手続きに関する文書送付につきましては、「小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」、「公益財団法人がんの子どもを守る会」と表記された封筒が使われますことをご了承ください。

※応募書類については返却いたしませんので、ご了承ください。